

君津市公民館の使用許可に関する取扱方針

令和8年3月
君津市教育委員会

1 この取扱方針について

公民館は、地域の学びや交流の拠点であり、市民のみなさまの生活文化や福祉を向上させるための社会教育施設です。

本資料は、多くの方に公平・公正に施設をご利用いただくため、貸出に関するルールや考え方を明確にしたものです。

2 公民館の貸出にあたって

(1) 貸出の区分

公民館の貸出の基本的な考え方については次のとおりです。

- A** 公民館の目的に沿った使用（無料で使用可能）
例：市民の自主的なサークル、地域団体等が行う社会教育活動、地域活動
- B** 公民館の目的外使用（有料で使用可能）
例：市外の団体の活動、企業等による営利を主な目的としない活動
- C** 内容・目的によって使用可能・不可の判断が分かれる使用（有料もしくは不可）
例：一部営利を伴う活動でも、地域への公共性、公益性が高い活動
- D** 使用不可
例：団体を問わず、営利を主目的とする活動（例：商品販売会）、直接的な政治活動・宗教活動など

※いずれの使用の場合でも、条件が付く場合があります。

※A～Cの区分でも、内容によって「営利を主目的とした活動」とみなされる場合があります。それぞれの区分における「営利についての考え方」をご覧ください。

(2) 各区分の考え方

A 公民館の目的に沿った使用（無料で使用可能）

市民の自主的なサークルなどの社会教育活動や、地域団体、地域福祉団体、NPO法人などが公民館で行う社会教育活動、地域活動等は無料で使用できます。

【Aの使用における営利についての考え方】

①次のような場合は、「営利を主目的とする」とはみなしません（無料で使用可）

<例>

- ア 自主サークル、地域団体等が会員の話し合いで決定した講師への謝礼や、会の運営実費、お茶代、材料実費等を扱うもの（ただし、主催者、講師・指導的立場の方が運営の中心となって会費・月謝等を決定・徴収する場合は、「C」（内容・目的によって使用可能・不可の判断が分かれる使用）」となります。
- イ 料金等を徴収するものでも非営利性が明確なNPO法人の活動、子ども食堂や地区社会福祉団体の給食サービス
- ウ 自治会が行う祭りなど地域の公共性、公益性が高いことが明確な行事での物販
- エ 販売の収益を公的福祉機関等へ募金する目的で行うバザー
- オ サークル、市民団体等の活動でつくった作品を実費程度で頒布する催し
- カ 文化祭など公民館の主催事業で、公民館が定める範囲で行う物販等
- キ 個人が主催し参加者を無料または材料等の実費のみで募る社会教育活動、生涯学習活動、ボランティア活動

など

②次のような場合は、「営利を主目的とする」とみなし、使用できません。

自主サークル、グループ、地域住民組織、NPO法人等であっても、物品販売などを行うことで実費相当分を大きく超える利益をあげ、会員個人の利益（収入）とすることなど。

B 公民館の目的外使用（有料で使用可能）

市外の団体や、企業、事業者等による活動であっても、「公民館運営に支障がない」かつ「営利を主目的とせず、直接的な政治活動、直接的な宗教活動ではない」場合、公民館の目的外使用として有料で使用可能です。

<例>

- ア 市外の社会教育団体、地域団体等の活動
- イ 企業等の内部会議、社員研修、採用試験、福利厚生行事等
- ウ 政党、議会議員等における市民向けの説明会、報告会（ただし、選挙活動、直接的な政治活動等を行わないこと）
- エ 無料相談会や無料セミナー、社会貢献活動
- オ 私塾・稽古教室等の活動で、人数等の都合上ほかに適当な会場がないなど、一時的に使用するもの（公開模擬試験、発表会等）

など

【Bの使用における営利についての考え方】

次のような場合は「営利を主目的とする」とみなし、使用できません。

その場で直接商品販売や料金徴収等を行わない活動について、施設内で自社等の過度なPRや勧誘を行うもの、商品等の販売や契約行為などが主目的とみなされる活動は使用できません。

〔C〕 内容・目的によって使用可能・不可の判断が分かれる使用（有料もしくは不可）

月謝や入場料徴収、物品販売等、一部営利性があっても、公民館がその地域の状況に照らして、生涯学習推進、地域文化振興、地域活性等の観点で公共性・公益性が高く、他に適当な会場がないと認められるものは有料で使用できます。

なお、「公共性・公益性が高い活動」とは、その地域における市民の教育文化活動、地域福祉向上、地域活性等に広く役立ち、かつ、市民が得られる利点が大きいと認められるものを指します。

また、これらの使用については、「地域内に類似の事業者がない」など、地域の状況に応じて判断するため、公民館や時期によって判断が異なる場合があります。

<例>

- ア 類似事業所がない地域における地域の子どもの学力向上のために開催する有料の塾や有料の託児事業等の会場として使用するもの
- イ 類似事業所がない地域における地域の日常生活に不可欠な物品の移動販売会場として使用するもの
- ウ 生涯学習に関する有料の学習、教育活動、体験会、相談会、稽古事、各種セミナー等で地域に類似の機会の提供がないなどのもの
- エ 宗教団体等が行う、会議、宗教文化の理解促進等の目的で行う勉強会等（ただし、勧誘など直接的な宗教活動を行わず、特定宗派等の利益とならないもの。）
- オ 地域活性を目的に地域の特産物の認知度を向上させるために開催する物販を伴うイベント、獣害対策品の展示即売会等地域課題解決に資することを目的とする物品販売等。地域の文化振興を目的とした、有料のコンサートや演劇、スポーツイベント等。

など

※下記の点にご注意ください

- ・いずれも特定の事業所、物品等を有利に扱うものなどは除きます。
- ・使用許可にあたり、条件を設けたり、活動で得た利益の使途や性質を明確にする資料の提出を求めたりする場合があります。
- ・一度許可した活動であっても、恒常的・継続的な使用を認めるものではありません。地域状況の変化等によって、過去に使用許可例があっても許可しない場合があります。
- ・恒常的な事業の場所としないため、「ア」「イ」の場合を除き、原則として月1回までの貸出とします。
- ・私塾・稽古教室等の活動で、人数等の都合上ほかに適当な会場がないなど、一時的に使用するもの（公開模擬試験、発表会等）の場合は、「〔B〕（公民館の目的外使用）」となります。

【Cの使用における営利についての考え方】

次のような場合は「営利を主な目的とする」とみなし、使用できません。

- ・自社等の過度なPRや勧誘を行うもの、商品等の販売や契約行為などが主目的とみなされるもの
- ・事務所、店舗、教室等、本来企業や事業者が用意すべき施設の代替的な使用とみなされるもの。

D 施設貸出不可

団体の種類を問わず、営利が主目的とみなされる活動、選挙活動、直接的な政治活動、直接的な宗教活動等には使用できません。

<例>

- ア 営利を主な目的とした活動※（物品販売・商取引や勧誘・宣伝活動、契約、展示即売、買取会等）
- イ 直接商品販売や料金徴収等を行わない活動であっても、自社等の過度なPRや勧誘を行うもの、商品等の販売や契約行為などが主目的とみなされる活動
- ウ 選挙活動（公職選挙法に基づく個人演説会を除く、選挙運動としての演説会、集会、討論会、決起大会等）、直接的な政治活動（事務所がわりとするなどの恒常的な使用、特定政党への勧誘活動等）
- エ 直接的な宗教活動（伝道所、普及所としての恒常的な使用、宗教儀式等での使用、特定の宗教の布教、勧誘活動等）

など

（3）個人の使用について

- ・ロビーやホール等を共用スペースとして開放しています。詳しくは各公民館へお問い合わせください。
- ・原則として、一人での会議室の占有(会議室の貸出)はできません。

（4）よくある質問

Q：企業が会議室で「採用面接」を行うことはできますか？

A：可能です → B（目的外使用・有料）

採用活動は「雇用契約」の手続きですが、企業内部の管理活動の一環として認められます。ただし、不特定多数を集めて行う「会社説明会兼物品販売」等は不可です。

Q：ピアノの先生が、月謝をとって公民館で教室を開けますか？

A：原則として「恒常的な教室」としては利用できません。

公民館は特定の個人の事業所（店舗）代わりにはできません。ただし、以下の場合は利用可能なことがあります。

- ・サークルや市民団体等が主体で、先生を招く形式である
→**A**（公民館の目的に沿った使用・無料）
- ・発表会や、単発の特別レッスンとして利用する
→**B**（目的外使用・有料）
- ・他に類似の施設がない地域事情があり、館長が特に認めた場合
→**C**（内容・目的による判断・有料）

Q：「無料セミナー」を開催して、最後に事業所の紹介チラシや商品のチラシを配りたいのですが。

A：下記の条件を守ることができれば可能です。 →**B**（目的外使用・有料）

- ・自社等の過度なPRや勧誘を行わない
- ・特定の商品等の販売や契約行為は行わない
- ・アンケート等は決して強要しない